

資料編

(イメージ)

主要な人権課題のこれまでの取組

◆女性の人権

(国等の取組)

国連においては、昭和50(1975)年の国際女性年及びこれに続く「国連女性の10年」をきっかけに、男女平等と女性の地位向上の実現に向けた積極的な取組が始まった。その後、昭和54(1979)年に「女性差別撤廃条約」、平成5(1993)年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、平成7(1995)年の第4回世界女性会議での北京宣言及び行動綱領の採択、また、平成12(2000)年の国連特別総会「女性2000年会議」での政治宣言及び成果文書の採択など、女性の人権尊重に向けたさまざまな取組が国際的規模で行われてきた。

国においても、国連の動きとともに男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組が展開されてきた。特に、平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年には同法に基づき、男女共同参画基本計画が策定された。その後、平成17(2005)年に改定された「第2次基本計画」に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取組が進められた。

女性に対する暴力に関しては、平成12(2000)年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」や平成13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の制定(平成20(2008)年改正法施行)など立法的な措置が図られた。また、平成19(2007)年には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章が策定され、男女がともに、仕事や家庭生活、地域活動などについて自ら希望するバランスで展開できる生活の実現に向けた取組が推進されてきた。

一方で、平成21(2009)年、国連の女性差別撤廃委員会は、国の男女平等に向けたこれまでの取組は「不十分」と指摘し、雇用や暴力対策をはじめ性差別の完全な撤廃に向け早急な対策の実施を日本政府に勧告した。

平成27年(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布され、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、一定規模以上の事業主に、行動計画の策定、公表の義務付けが定められ、職業生活における女性の活躍を重点的に推進するための取組が進められた。

平成30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、ワーク・ライフ・バランスの実現や、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現するための施策が社会全体として推進された。

令和元(2019)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公

表の強化等が定められた。

令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。国民の幸福の向上と社会経済の持続的発展と、「持続可能な開発目標」（SDGs）等によるジェンダー平等の着実履行による国際社会と協調した社会を目指し、男女共同参画、女性活躍に向け強力に取り組むこととし、様々な施策を推進している。

県においては、平成13（2001）年に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定した。また、平成14（2002）年には男女共同参画社会づくり条例を施行し、男女共同参画社会の形成に関して県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を明らかにした。女性に対する暴力に関しては、平成18（2006）年から兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき、対策を推進している。

（本市の取組）

本市においては、平成8（1996）年、伊丹市女性のための行動計画を策定し、すべての人が性にとらわれることなく、あらゆる領域における権利と義務、利益と責任を分かち合える社会を目指しました。平成10（1998）年には、伊丹市男女共生教育基本方針を策定（平成20（2008）年改定）し、男女共生教育の推進を図ってきた。

平成18（2006）年には、新たに伊丹市男女共同参画計画を策定し、同計画に基づき、女性・児童センターを拠点として、性別役割分担意識の解消や女性のチャレンジ支援など各種啓発事業や女性のための相談事業などを実施している。なお、同計画の進捗状況については、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードが市民の視点で調査・意見表明を行っている。

また、平成21（2009）年には、伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定し、平成22（2010）年には配偶者暴力相談支援センター機能（伊丹市DV相談室）を整備するなど関連施策を推進してきた。

平成29（2017）年には、「第2期伊丹市男女共同参画計画」を策定し、4つの基本理念と8つの基本目標に基づき、あらゆる施策において男女共同参画の視点を取り入れ、推進しており、令和3（2021）年度中に「第3期伊丹市男女共同参画計画」の策定を予定している。

また令和2（2020）年4月には、長年の懸案であった伊丹市立女性・児童センターの男女共同参画機能を特化するため、中心市街地にその機能を移転し、新たな啓発の拠点として、伊丹市立男女共同参画センター「ここいろ」を新設し、啓発の強化と、市民の主体的な学習・活動の支援や人材育成等を推進している。

◆子どもの人権

（国等の取組）

国においては、昭和23（1948）年1月に児童の健全育成や保護を目的とした

「児童福祉法」を施行したほか、平成6（1994）年には「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、すでに日本国憲法をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいて、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについて、基本原則や理念が示されている。

さらに、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、平成14（2002）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきた。

また、平成15（2003）年、少子化に対応した子育て支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体や事業所に行動計画の策定を求めてきた。

障がいのある子どもに対する取組としては、平成17（2005）年、子どもの発達障害の早期発見などを盛り込んだ発達障害者支援法が施行され、また、平成19（2007）年から、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育が導入された。

平成25（2013）年9月には「いじめ防止対策推進法」を施行、同年10月には「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定、平成26（2014）年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されている。

また、平成29（2017）年4月の改正「児童福祉法」の施行により、子どもが権利の主体であることが明確化されたほか、児童相談所の体制強化や里親委託の推進などが規定され、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られている。さらに、令和2（2020）年4月の改正同法の施行により、体罰の禁止が法定化されている。

県においては、平成17（2005）年に「ひょうご子ども未来プラン」、平成22（2010）年に「新ひょうご子ども未来プラン」を策定、令和2（2020）年3月には「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定し、子育てや児童の虐待、子どもの非行等に関して、こども家庭センターやひょうごっ子悩み相談センターを中心とする相談や支援機能の充実に努めている。また、家庭、学校、地域、関係団体等の相互の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものための学習支援、生活支援などの施策を展開するなど、子ども・子育て支援新制度に沿った総合的な対応を行っている。

学校でのいじめについては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえた「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、県民総がかりでいじめに対峙するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力して問題克服のための取組を進めている。

さらに、児童の虐待問題については、関係機関及び民間団体による連携した支援体制の充実に努めるとともに、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が

協働し、その防止に向けた意識啓発等を行っている。

（本市の取組）

本市においては、子どもの人権を擁護し、健全な発達を図るための各種施策や啓発活動などの取組を推進してきた。

平成17（2005）年、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」を策定し、同計画に基づく事業をはじめ子ども施策を総合的に推進するために、平成18（2006）年度には「こども部」を設置しました。平成22（2010）年度からは同計画の後期実施計画に基づき、子どもの健全育成に向けた環境整備、さまざまな相談事業や子育て支援事業の実施など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開している。

学校園では伊丹市人権教育基本方針、保育所(園)においては伊丹市人権保育基本方針に基づいて、子どもを権利の主体としてとらえ、人権を尊重する教育、保育に取り組んでいる。

子どもの最善の利益が保障されるまちを目指し、令和2（2020）年度から第2期を迎えた「伊丹市子ども・子育て支援計画」に基づき、子どもの健全育成・居場所づくりに向けた環境整備、社会的支援を必要とする子どもの支援や、さまざまな相談事業、子育て支援や地域ぐるみの見守り体制構築など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開している。

児童虐待に関しては、平成12（2000）年、伊丹市児童虐待防止市民ネットワーク会議を設置し、平成21（2009）年には伊丹市要保護児童対策地域協議会として改組し、関係機関との連携を図りながら虐待児童の早期発見・早期対応に努めてきた。毎年11月の児童虐待防止月間において、啓発を行ったほか、スーパーバイザーを招聘し、適切な対応方法や機関連携のあり方など、職員の資質向上を図った。処遇困難ケースについては、伊丹市要保護児童対策地域協議会を開催し、ケース検討し、今後の処遇の方向性を定めるなど、児童虐待防止に努めている。

いじめ問題については、平成18（2006）年、伊丹市こどものいじめ問題対策本部を発足させ、全庁的に取り組む体制を構築した。また、いじめ防止対策推進法に基づいて、平成26（2014）年4月に「伊丹市問題対策連絡協議会条例」を定め、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡会議」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置した。また、学校、家庭、地域が取り組む具体的な対応策をまとめた「伊丹市いじめ対策リーフレット」を作成し、学校、家庭、地域が連携した取組充実を図っている。

子どもの非行防止や健全育成に関しては、少年非行防止活動の総合的推進などを目的に伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチームが設置され、平成22（2010）年に今後の取組について報告を行った。平成22（2010）年度からは、伊丹市青少年問題協議会が、いじめ問題対策及び少年非行防止を含むあらゆる青少年問題に対して一層きめ細かな対応を図っています。また、少年愛護センターを中心に、センター通信の作成や有害図書回収など各事業を展開している。

障がいのある児童に関しては、平成28（2016）年に「こども発達支援センター」

を開所し、発達が気になる子どもと保護者への育児支援等を実施している。

子どもの貧困や居場所づくりの一環として、市内9箇所では「こども食堂」を実施し、家庭支援を実施している。

子どもの相談として、スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを実施するほか、スクールソーシャルワーカーを全市立小・中・高等学校に派遣し、家庭・福祉・医療等の関係機関と連携し、生活環境を調整している。

◆ 高齢者の人権

(国等の取組)

昭和57(1982)年、国連主催の世界会議において、高齢化に関する国際行動計画が採択された。平成3(1991)年の国連総会においては、高齢者のための国連原則が決議され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5原則に即して具体的な目標が提起された。さらに、平成11(1999)年を国際高齢者年とし、各国において、これら行動計画や国連原則の具体化が図られた。

国においては、平成7(1995)年に高齢社会対策基本法が施行され、翌年、同法に基づく高齢社会対策大綱が取りまとめられた。さらに、平成13(2001)年、新しい大綱が閣議決定され、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示された。

平成12(2000)年には、国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートした。また、高齢者への虐待については、平成18(2006)年、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行された。

平成23(2011)年6月には「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が規定されている。

また、平成27(2015)年4月には、在宅医療・介護連携や認証施策などを推進するために地域支援事業が充実され、全国一律の基準で提供される予防給付のうち通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行するなど、地域包括ケア体制の推進を図るための制度改正が行われた。

その他、令和元(2019)年6月にとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方として、規定されている。

県においては、平成4(1992)年の福祉のまちづくり条例や平成19(2007)年の「ひょうご長寿社会プラン」などにより、高齢者の権利擁護を含む総合的な高齢者施策を推進してきた。

また、超高齢社会に対応して、平成24（2012）年3月に策定した「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな豊かさの創造～」や、令和3（2021）年度から令和5（2024）年度までを計画期間とする「兵庫県老人福祉計画（第8期兵庫県介護支年事業計画）」等により、施設整備や在宅サービスの充実など介護サービス基盤の強化、生きがい・健康づくり対策、高齢者等にやさしい住まいやまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めてきた。また、地域総合支援センター(地域包括支援センター)を設置し、総合相談・支援や介護予防マネジメントを行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めています。さらに、認知症相談センターにおいて、認知症に対する相談を行うなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし施策を推進している。

また、元気高齢者が社会の一翼を担う社会の実現に向け、長年培った知識、経験、技能等が正しく評価され活躍できる機会が増え、高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、マスメディアの活用も図りながら研修の実施に努めるなど、県民各層における認識を高めていくとともに、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会の確保が図られるよう進めている。

さらに、学校教育においても、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会における介護・福祉などの課題に対する理解を深める教育を推進するほか、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、高齢者の学習機会の充実や意識啓発にも努めている。

（本市の取組）

本市においては、平成8（1996）年に伊丹市老人保健福祉計画を策定し、平成12（2000）年には、伊丹市老人保健福祉計画の改定を兼ね、介護保険事業計画と一体的なものとする伊丹市介護保険事業計画・老人保健福祉計画を策定した。令和3（2021）年度からの3年間を計画期間とする伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、虐待からの保護のみならず、認知症や加齢による判断能力の低下にあわせて、一人ひとりの尊厳の保持を目指しています。また、シルバー人材センターや老人クラブへの活動支援など、高齢者の生きがいづくりや、社会参加・就労について積極的に支援している。

平成23（2011）年に市内8社会福祉法人により伊丹市福祉権利擁護センターを設置し、協働運営されてきたが、平成31（2019）年4月より運営主体を伊丹市とし、伊丹市における包括的権利擁護支援体制の中核機関として位置付け、認知症や精神障害、知的障害等により判断能力に支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援をはじめ、成年後見制度の利用促進等の活動に取り組んでいる。

また、高齢者虐待の防止のため、地域包括支援センターを中核として、平成18（2006）年、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、早期発見、早期対応を図るとともに養護者の支援を行いその負担の軽減に努めている。

平成28（2016）年度から開始した、認知症高齢者等の位置情報を家族のスマー

トフォン等に通知するサービスのまちなかミマモルメ及びさがしてメールの協力ボランティアへの登録を推進するとともに、伊丹警察署と情報共有し、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見の体制整備に取り組んでいる。

◆障がいのある人の人権

(国等の取組)

国連では、昭和50(1975)年、障害者の権利宣言を採択し、昭和56(1981)年には「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年を決議した。翌年には障害者に関する世界行動計画を採択し、さらに、昭和58(1983)年から平成4(1992)年までを障害者の10年と定め、障がい者の人権施策の推進を提唱した。

平成5(1993)年には障害者の機会均等化に関する基準規則を決議し、社会の仕組み、諸々の社会的環境をすべての人、特に障がい者に利用できるよう環境を整える責任は、国及び地方公共団体にあると明言している。さらに、平成18(2006)年には障がい者の差別を禁じた、障害者の権利に関する条約が採択された(平成20(2008)年、発効)。

国においては、こうした国際的な動向に影響を受けながら、昭和57(1982)年、障害者対策に関する長期計画を策定し、平成5(1993)年にこれを改め、新長期計画を策定した。現在、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とする第4次障害者基本計画に基づき、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重を目指した取組が行われている。

平成16(2004)年に改正された障害者基本法においては、基本理念に障がいを理由とする差別の禁止を明示するとともに、都道府県・市町村における障害者計画の義務化などが規定された。平成18(2006)年10月に、障がい者の地域生活や就労を進め、自立した地域生活ができる社会の実現を目指しました障害者自立支援法が施行された。

そして、身体・知的・精神の3障害の枠組みではとらえ切れなかった発達障がい者への支援を行うため、発達障害者支援法が平成17(2005)年に施行された。

また、障がい者などのさまざまな物理的障壁の除去を進めるための法的整備については、平成18(2006)年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を統合した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が制定された。

平成24(2012)年10月に障害者虐待防止法を施行、平成25(2013)年4月の改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行により難病等を追加、平成26(2014)年2月に「障害者の権利に関する条約」が国内で発効、平成27(2015)年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」を施行、平成28(2016)年4月には障害者差別

解消法が施行された。平成30(2018)年4月には、児童福祉法の一部改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定や医療的ケアを要する障がい児に対する支援などが規定され、さらなる障害者(児)福祉の推進のための環境整備が進められている。

県においては、従来の障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもが、同じ地域社会のなかで生活するものとして主体的に生き、社会の支えになる「ユニバーサル社会」を構築するべく、平成17(2005)年4月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定するとともに、幅広い分野の障害者施策について、平成27(2015)年3月に「ひょうご障害者福祉計画～自分で決める 自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会～」に基づき、障害者の生活基盤づくりをはじめ、教育・社会参加、しごと支援、くらし支援、安全安心のための諸施策を展開し、だれもが使いやすいものづくり、サービスの提供、情報発信を推進するとともに、一人ひとりの状況や能力に応じた多様な働き方の推進や障がい者雇用の拡大、障がい者を支える人材育成等を行っている。

学校教育においても、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの計画期間である「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」(平成31(2019)年3月)に基づき、自立と社会参加の促進に取り組むとともに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じて豊かな人間性と多様性を尊重する心を育み、相互理解を促進している。

(本市の取組)

本市においては、平成24(2012)年度に「伊丹市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待防止連絡会を開催し、虐待防止の体制を整備した。

また、平成30(2018)年4月には「伊丹市手話言語条例」を施行し、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指している。

令和3(2021)年度から第4次を迎えた「伊丹市障害者計画」に基づき、市が今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を定め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう施策を展開している。

さらに、同計画の実施計画として、令和3(2021)年度に新たに策定した「伊丹市障害福祉計画(第6期)及び伊丹市障害児福祉計画(第2期)」では、自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込を示すとともに、その確保のための方策を定め、支援の充実を図っている。

◆ 同和問題

(国等の取組)

昭和40(1965)年の同和対策審議会答申では、同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一

部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義され、さらに、答申前文では「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明示した。そして、昭和44（1969）年には、同和対策事業特別措置法が施行され、以後、33年間にわたって特別措置法によりさまざまな施策が講じられてきた。

国においては、平成28（2016）年に部落差別解消推進法が施行され、現在もなお部落差別が存在するとしただうえで、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定している。

県においては、同和問題の解決に向けた取組を戦後早くから重要課題と位置付け、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、昭和46（1971）年からは「差別を無くそう県民運動」を実施するなど、人権意識の高揚を図る教育・啓発に努めている。

（本市の取組）

本市においては、昭和48（1973）年及び昭和50（1975）年の伊丹市同和対策審議会答申を受けて以降、同和地区内の施設、道路、住宅などのハード面における環境整備や地区住民の自立を支援するためのソフト事業が急ピッチで進んだ。それ以前にも、昭和26（1951）年に眼科診療所、昭和38（1963）年には共同浴場を開設し、昭和44（1969）年に中曽根団地、昭和46（1971）年には緑団地を建設し、一定の整備を図った。昭和47（1972）年に市の組織に同和対策室を設置してからさらに事業が本格化し、昭和49（1974）年にはひかり保育園、共同会館・解放児童館（現・人権啓発センター）を開設し、昭和50（1975）年には堀池団地の入居が始まった。

この間、昭和45（1970）年には、市民組織である伊丹市同和教育協議会（現・伊丹市人権・同和教育研究協議会）が結成され、今日に至るまで市と連携した積極的な取組を推進してきた。昭和47（1972）年には伊丹市同和教育基本方針を策定した。昭和50（1975）年には、「同和問題の解決を本市の最重点施策とし、市民ぐるみで部落差別の解消に努める」ことを内容とする、差別を許さない都市宣言を制定した。

こうしたさまざまな取組の結果、同和地区における物的な基盤整備は着実な成果を上げ、ハード面における格差は大きく改善されるとともに、差別意識解消に向けた教育・啓発活動も推進してきた。

平成14（2002）年3月末には、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、一般対策へ移行した。

差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進については、平成8（1996）年、国の地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の対策の基本的な在り方について」において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてき

た成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」としている。

平成16(2004)年の伊丹市同和对策審議会の意見具申では、差別意識の解消と人権意識の高揚、それに向けた体制づくりが最重要課題であると提言し、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画においても、差別意識の払拭や交流機会の拡充など教育・啓発活動を進めてきた。

これまでも、人権意識の向上を図るため、市民・職員向けの研修会の実施や、「人権フェスティバル」、「差別を許さない都市宣言制定記念集会」、「伊丹市人権・同和教育研究協議会」などで、さまざまな人権に関する講演会やパネル展を実施している。

また、伊丹市立人権啓発センターにおいて、人権学習や生活、文化、教育の向上を図るための講座などを開催し、家庭・地域・学校・行政の四者が参加して学習交流する「四者交流会」や、生活・人権に関わる相談に応じて関係機関への紹介等を行う生活福祉等相談を実施するなど、創意工夫を図りながら運営を展開している。

その他、住民票の写し等の不正取得防止に係る本人通知制度の実施や、インターネット上の差別的な書き込みをモニタリングし、削除要請するインターネット・モニタリング事業の実施、また、人権に関する事例等を分析・検討する「差別事象分析会」を実施し、人権教育・啓発施策を展開している。

◆ 外国人の人権

(国等の取組)

国連においては、昭和23(1948)年の世界人権宣言の採択以降、難民の地位に関する条約、「人種差別撤廃条約」、国際人権規約などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきた。

国においては、内外国人平等処遇を原則とする国際人権規約や難民の地位に関する条約の批准に伴い、国民年金法・児童手当法などの国籍条項が廃止された。

平成18(2006)年、地域における多文化共生の取組についての考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」や、外国人と日本人が同様の公共サービスを受受するための総合的対応策をとりまとめた「生活者としての外国人に関する総合的対応策」が策定された。

平成30(2018)年12月には、労働関係の新たな在留資格を設けた改正入管法の施行を前に、5年間で約35万人の外国人の受入れを見込み、日本で生活する外国人の増加への対応として、共生のための取組をまとめた「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定された。

令和元(2019)年6月には、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目的とする「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、日本語教育の推進に関する施策の実施が責務として明記され、同法に基づく日本語教育推進のための国の基本方針が令和2(2020)年6月に閣議決定された。

令和2(2020)年9月には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」

の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展といった社会経済情勢の変化を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」（平成18（2006）年3月）が改訂された。

県においては、平成6（1994）年、地域国際化推進基本指針を策定し、外国人の人権の尊重を基本にすえた諸施策を実施するとともに、平成12（2000）年、外国人児童生徒にかかわる教育指針を策定し、外国人児童・生徒の人権を尊重した教育の徹底を図ってきた。

また、平成27（2015）年には、外国人県民を含むすべての県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を活かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会を実現するため、「ひょうご多文化共生社会推進指針」が策定された。

令和3（2021）年3月には、外国人県民の増加や多国籍化、国における法制度や多文化共生推進プランの変化に加え、県内産業における外国人材の重要性、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式（ひょうごスタイル）への対応など、新たな課題への対応を盛り込む形で、多文化共生社会推進のよりどころとなるよう、内容の充実を図るため、「ひょうご多文化共生社会推進指針」が改訂された。

（本市の取組）

本市においては、昭和5（1930）年から12（1937）年頃にかけての大阪第二飛行場（現大阪国際空港）の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたことなどの歴史的な経緯から、現在も、韓国・朝鮮籍の人が本市の外国人人口の半数以上占めており、これまで、伊丹市在日外国人教育基本方針（平成6（1994）年）や、伊丹市「内なる国際化」推進基本指針平成8（1996）年、本方針（平成22（2010）年10月）などにより、早くから、韓国・朝鮮籍の人をはじめとした民族的偏見や差別意識の解消など、外国人の人権尊重や共生社会の実現に向けた施策を推進してきた。

近年では、国における外国人材の受入れを拡大・強化する施策が展開され、グローバル化の進展と併せて、現在新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に停滞しているものの、今後、本市においても外国人の増加と多国籍化が更に進むもの予測されることから、一層多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細かな配慮や支援を行うため、「伊丹市内なる国際化推進基本指針」から人権尊重の理念を引き継いだ形で、「伊丹市多文化共生推進指針」を策定した。

◆ インターネットによる人権侵害

（国等の取組）

国においては、平成15（2003）年、国は個人情報保護に関する法律を制定し、事業者は個人情報についての利用目的の特定、適正な取得、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられた。平成14（2002）年、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施

行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合には、プロバイダに対し発信者情報の開示請求ができるようになった。また、平成22(2010)年、最高裁判所は、個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示した。

平成25(2013)年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について定められており、平成26(2014)年11月には、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」を施行している。

令和3(2021)年4月には、より円滑な被害者の救済を図ることを目的として、発信者情報の開示に必要な手続について、新たな裁判手続を創設することなどを内容とした改正プロバイダ責任制限法が施行となり、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者を救済する仕組みづくりを構築している。

県においては、平成21(2009)年の「青少年愛護条例」の改正により、18歳未満の青少年の携帯電話契約時にフィルタリングを義務付け(保護者からの申し出がある場合を除く)ているほか、学校教育においても、ネット上の誹謗中傷・いじめ、不適切な投稿など、ネットトラブル等を防止するため、関係機関と連携して情報モラルの指導を徹底するとともに、スマートフォンやSNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくりなど、情報社会を生きるうえでの子どもの自主的・主体的な取組を推進している。

また、悪質な人権侵犯事案に対しては、法務局と連携してプロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

さらに平成30(2018)年7月、悪質な書込みをモニタリング(監視)する「インターネット・モニタリング事業」を実施し、監視による抑止効果を図っている。

(本市の取組)

本市においては、情報化社会の進展に対し、個人の権利や利益の侵害を未然に防止するため、平成17(2005)年、個人情報の取り扱いのルールを定めるとともに、伊丹市個人情報保護条例を施行し、市が保有する個人情報の取り扱いの適正化に努めてきた。

児童生徒の被害防止のため、「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」を活用した取組の実施や、平成23年度から実施しているインターネット・モニタリング事業として、職員研修にてインターネットの現状や削除対応などの職員の知識向上を図ったほか、インターネット掲示板のモニタリング活動を実施し、法務局と連携し、差別書込みの削除に努めている。

また、関係機関と情報共有しながら、児童生徒を対象としたスマートフォンや携帯電話の安全利用に関する教室、インターネット等の危険性などに関する教員を対象とした研修会の開催など、ネット上の人権侵害やトラブルから子どもを守るための取組を行っている。

◆ 性的指向・性自認に関する人権侵害

（国等の取組）

国連は、平成20（2008）年、性的指向や性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける声明を出し、平成23（2011）年には、人権の普遍性を確認し、性的指向や性自認を理由とした暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議を国連人権理事会で採択した。

また、世界保健機関（WHO）は令和元（2019）年、国際疾病分類を改訂し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外した。

国においては、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所での審判により、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20（2008）年にはその条件を緩和する法改正が行われた。

また、平成28（2016）年には、職場での性的マイノリティへの差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることについて、男女雇用機会均等法に基づく事業者向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に明記された。

学校においても、平成27（2015）年の国の通知により、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援や、児童生徒に対する性的指向や性自認に関しての相談体制などの充実が求められている。

県においては、啓発リーフレットの作成・配布のほか、県内のパートナーシップ宣誓制度導入市町においてパートナーシップ宣誓証明を受けたLGBT等のパートナー同士については、婚姻関係にある者とみなし、当該制度を導入している市町内にある県営住宅への入居申込みを受け付けている。

（本市の取組）

本市においては、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行を契機に、性的マイノリティの方への配慮として、性別欄の見直しを行い、令和2（2020）年に再度見直しを行った。

また、当事者やその関係者からの専用相談窓口として、平成29（2017）年に「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設、令和2（2020）年5月には、「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和3（2021）年4月6日には、阪神7市1町間で、性の多様性のさらなる理解の広がりなどを目的とした「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結し、広域だからこそできる取組を進めている。また、性的マイノリティに対する偏見・差別の解消のため、性の多様性のさらなる理解が広がるよう、啓発リーフレットの作成・配布、市民等の理解を深めることを目的とした人権啓発研修会の開催などさまざまな場での教育・啓発に努めている。

◆ 感染症に関する人権侵害

(国等の取組)

国においては、平成元（1989）年2月に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」を施行したが、平成10（1998）年4月には、感染症患者等の人権に配慮した施策を推進することを基本理念とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が制定され、これに伴い「エイズ予防法」は廃止された。

ハンセン病については、患者に対して古くから施設入所を強制する隔離政策が行われてきた。平成8（1996）年、らい予防法が廃止され、強制隔離政策は終結したが、患者や元患者は長期の隔離により家族・親族との関係を絶たれ、また自身の高齢化により施設に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にある。

平成10（1998）年に制定された感染予防法では、その前文において「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と述べ、患者の人権の尊重が盛り込まれた。

平成21（2009）年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題解決促進法）」が施行され、ハンセン病患者・回復者やその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進が図られている。

また、令和元（2019）年6月のハンセン病家族訴訟に係る熊本地方裁判所判決において、家族の被害について国の責任を認めたことを受け、同年11月に施行された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給、名誉の回復や福祉の増進が図られている。

一方、未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってから発生している。令和2（2020）年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々、県外から来訪した方等（以下「新型コロナウイルス感染者等」という。）に対して、り患していること、り患しているおそれがあること等を理由として、差別等様々な人権侵害事案が発生した。このため、令和3（2021）年、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところである。

県においては、世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、学校教育においても、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めている。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、県民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施している。

(本市の取組)

本市においては、新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施している。HIV やハンセン病についても、関係機関と連携しながら、感染症や感染症への対応に関する正しい情報を周知している。

また、HIV については正しい理解を広げるために、リーフレットを作成・配布するとともに、啓発ポスターを掲示するなど、啓発している。

その他にも、学校教育において、性教育や保健指導を実施など、子どもたちに正しい知識・情報を伝え、エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう指導するとともに、エイズ予防啓発月間等で正しい知識の普及啓発を図っている。

◆ その他さまざまな人権課題

■ アイヌの人々

(国等の取組)

国連は、昭和40(1965)年12月の総会で人種差別の問題を包括的に規定した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択した。また、平成19(2007)年9月には、政治、経済、文化、その他の広範な分野にわたって先住民族や個人の権利と自由について規定した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択した。

国においては、平成9(1997)年7月には、我が国の法体系の上で初めてアイヌの人たちを民族として認めた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が施行された。

また、平成19(2007)年9月の「先住民族の権利に関する国連宣言」の採択を受け、平成20(2008)年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択したほか、令和元(2019)年5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」を施行し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けた取組を進めている。

県においては、人権啓発パネル等を通じて啓発を行っている。

(本市の取組)

本市においては、人権フェスティバルや人権啓発週間などで、啓発パネル展を開催し、その中でアイヌの人々に関するパネルを掲示し、市民の関心の喚起に努めている。

■ 刑を終えて出所した人

(国等の取組)

平成28（2016）年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が策定、翌年12月には再犯防止推進計画が策定され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進している

国では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っている。

また、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すための啓発活動を全国各地で行っている。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいる。

県においては、人権啓発パネル等を通じて啓発を行っている。

（本市の取組）

本市においては、7月の強調月間の社会を明るくする運動において、「市内啓発パレード」や「ジョイフルコンサート」などのイベント、その他にも、市内の小・中学校にて「子供たちの声を聞く会」、「公開ケース研究会」「啓発イラスト展示会」などの催しを実施している。

■犯罪被害者等

（国等の取組）

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害はもとより、それに付随する精神的負担や経済的・時間的な負担を受けているほか、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、苦しんでいる状況にある。

犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要である。

特に、近年、性犯罪における高い再犯率や、児童虐待件数の増加など、弱者である女性や子どもを対象にした犯罪等による被害の問題が深刻化している。

国においては、昭和56（1981）年1月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を施行するなどの法整備を進めており、平成17（2005）年4月には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、同年12月、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を策定した。

現在は、令和3（2021）年3月に策定した第4次計画に基づく取組が進められてきており、これまで犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度等の創設や給付額の引き上げなど、犯罪被害者等を支援するための諸制度の整備が図られている。

県においては、「地域安全まちづくり条例」（平成18（2006）年4月）に犯罪被害者等に対する支援を盛り込み、被害者支援センターなどの関係機関や民間団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の支援を行うとともに、学校教育においても、誰もが犯罪被害者等になる可能性を認識させ、自らの問題として考えさせる取組を推進するなど、教育や啓発に努めている。また、平成29（2017）年4月から、警察に相談することができない性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化防止などを目的として、電話相談、弁護士による無料法律相談、臨床心理士による無料心理相談のほか、医療に関する支援をワンストップで行う「ひょうご性被害ケアセンター『よりそい』」を開設している。

（本市の取組）

本市においては、平成31（2019）年4月に「伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行し、相談窓口の設置をはじめ各種支援施策を実施している。

■北朝鮮拉致被害者に関する問題

（国等の取組）

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18（2006）年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされている。

この週間中、政府主催国際シンポジウムをはじめとする様々なイベントや、ポスターや広告等を通じて、様々な啓発を実施している。

県においては、拉致問題の真相解明及び解決に向けて、県民の関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた広報事業などを実施するとともに、幅広い県民が協力し拉致被害者の生存と救出を願う「ブルーリボン運動」や署名活動などを進めるほか、学校教育においても、発達段階に応じて拉致問題に対する理解を深めるなど、教育や啓発に努めている。

（本市の取組）

本市においては、啓発週間において、啓発メッセージの庁内放送をはじめ、FMいたみを通じた放送や広報いたみでの掲載、法務局や警察と連携したポスター掲示などの啓発に努めている。

■ホームレスの人たち

（国等の取組）

平成14（2002）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置

法」に基づき、ホームレスの自立の支援やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する施策が、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的に推進されている。

また、同法に基づき、平成30(2018)年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

その他、平成27(2015)年に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行された。

県においては、平成16(2004)年7月に「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」、平成22(2010)年2月、平成27(2015)年3月、令和2(2020)年3月には「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」を策定し、ホームレスから脱却し、自立していくことを支援するため、国・県・市の関係機関と民間団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催している。

(本市の取組)

本市においては、ホームレスのアウトリーチ支援を目的としたホームレス調査を実施し、ホームレスの実態把握に努めている。

■人身取引

(国等の取組)

国においては、平成16(2004)年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめられた。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成17(2005)年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されている。

さらに、平成21(2009)年12月、犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2009」が策定され、政府は計画に掲げられた施策を着実に実施してきたところ、平成26(2014)年に「人身取引対策行動計画2014」を策定し、関係省庁が一体となって取り組んでいる。

県においては、人権啓発パネル等を通じて啓発を行っている。

(本市の取組)

本市においては、人権フェスティバルのパネル展などを通じて、啓発ポスターなどを掲示し、啓発に努めている。